

三原市久井町所在の泉地区県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）の換地計画に基づいて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定によって、平成二十一年三月六日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十一年三月二十六日

広島県尾三地域事務所長 新 田 輝 樹